

## 木質バイオマスボイラ普及促進事業公募要領

### 1 趣旨

本公募は、二酸化炭素の排出削減を目的として木質バイオマスボイラを導入しようとする事業者（以下「補助事業者」という。）を公募選定し、喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金（木質バイオマスボイラ普及促進事業）を交付し費用の一部を補助するものである。

本公募への応募（申請）をする場合には、本公募要領及び喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金交付要綱を必ず熟読の上、申請書類を提出すること。

### 2 事業概要等

#### (1) 補助対象事業

二酸化炭素の排出削減を図るため、灯油・重油等の化石燃料を燃料とする熱利用設備を木質バイオマスボイラへと代替設置を行う事業（入替ではなく新規の設置も可。）

#### (2) 補助対象事業の要件

本事業の補助対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 各種法令等を遵守した設備の整備であること。
- ② 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、未使用のものに限る。
- ③ 処分制限期間内において、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ④ 補助対象設備について、国及び市から補助金、交付金その他これらに類する助成金の交付を受けていないこと。また、国の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施される県の補助金、交付金その他これらに類する助成金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 市内における化石燃料由来の熱需要に対し、木質バイオマスボイラの設置により熱を供給することにより、二酸化炭素排出量の削減を図る事業であること。
- ⑥ バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）× 100）を 60 %以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。

- ⑦ 燃料として利用する木質バイオマスの調達手段の確保が見込まれること。ただし、可能な限り会津地方及び本市に隣接する市町村の範囲内での調達に努めるものとし、海外からの原料の輸入による調達は、これを一切認めない。
- ⑧ 事業目的の達成のために必要な場合に限り、燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）も交付対象とする。
- ⑨ 熱需要家自己による補助対象設備の設置・保有でなく、補助対象設備の設置・保有・維持管理を熱供給事業者が行い、熱需要家は当該補助対象設備設置場所を貸与する等し熱の供給を受ける導入形態である「熱供給事業」により設備導入をしようとする事業は、優先採択する。

### **(3) 補助対象経費**

補助対象経費は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 補助対象となる経費は、補助金交付要綱別表3のとおりとする。
- ② 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、未使用のものに限る。
- ③ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外する。
- ④ 費用効率性（交付予定額を処分制限期間の累計二酸化炭素排出削減量で除した値）が25万円/t-CO<sub>2</sub>を超える部分については、補助対象経費から除外する。

### **(4) 申請者の要件**

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 市内に所在地を有する法人であること。
- ② 市税に未納がないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

### **(5) 事業期間**

交付決定の日 から 令和7年3月15日 まで

## **3 補助金の交付額**

補助対象経費の3分の2（ただし、算出された額に千円未満の端数生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）

## 4 申請方法等

### (1) 申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を、紙媒体により正副各 1 部及び電子媒体（オンラインストレージを使用し電子メールにて送信すること。）を提出すること。なお、紙媒体は A 4 版（両面の場合長辺綴じ）を基本とし、資料番号順に仕切り紙を入れてファイリングの上、ファイル表紙及び背表紙に事業名・申請事業者名を記載すること。また、提出された申請書類は返却しないので、予め控えを備えておくこと。

- ① 喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金（木質バイオマスボイラ普及促進事業）交付申請書（様式第 1 号）
- ② 法人登記履歴事項全部証明書
- ③ 市税に未納がないことの証明書
- ④ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 2 号）
- ⑤ 事業実施計画書
  - ※1 課題検討、設置方法、設置設備の仕様、運用・維持管理の方法、導入により見込まれる効果等について、具体的かつ明瞭に記載すること。
  - ※2 提案趣旨や創意工夫、アピールポイントなどを簡潔に分かりやすく記述すること。
  - ※3 事業実施体制を記載すること。特に、燃料の調達体制、熱供給事業による各ステークホルダー、その他企業やアドバイザー等の社外協力体制がある場合は、その内容も記載すること。
  - ※4 文書を補完するための写真、イラスト、グラフ等の使用は任意とする。
  - ※5 合計 20 ページ以内とすること。
- ⑥ 収支予算書

### (2) 公募期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）から 10 月 18 日（金）午後 4 時まで（必着）

### (3) 提出方法

紙媒体については、郵送等又は持参により「9 関係書類提出先及び問い合わせ先」まで提出すること。

電子媒体については、オンラインストレージサービス「データ便（<https://datadeliver.net/>）」を使用し、申請書類一式を格納したダウンロード URL をメール本文に記載し、電子メールにより「9 関係書類提出先及び問い合わせ先」まで送信すること。

## 5 質問及び回答

### (1) 質問受付期間

令和6年10月1日（火）から10月16日（水）正午まで

### (2) 質問方法

質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより質問すること。

メールの件名には「会社名（略称可。）\_公募に関する質問」と記載し、メール送信後、確認のため提出先に質問を送信した旨を電話連絡すること。

メール送付先及び連絡先は「9 関係書類提出先及び問い合わせ先」のとおり。

電話、来庁等の方法による質問、質問者を明らかにしない質問には一切回答しない。

### (3) 質問に対する回答

令和6年10月17日（木）中までに質問者に対し回答する。

## 6 補助事業者選定に係る審査

### (1) 形式審査

申請者より提出された申請書について、本公募要領、補助金交付要綱に掲げる要件を満たしているか、事務局が形式審査を行う。

### (2) 内容評価審査

形式審査を合格した申請者が複数いる場合、次表の審査項目に基づき内容評価審査を行い、申請者の選考を行う。なお、審査に際し不明な点が生じた場合は、市担当者から個別に質問をすることがあるので対応すること。また、審査は非公開とする。

<審査項目及び配点>

審査項目	審査の視点	配点
事業実施方針	事業目的及び内容を十分に理解した取組方針になっているか。設置施設の特長を活かした事業実施計画になっているか。	20点
事業内容	設備容量、システム構成、設置方法、維持管理方法等が適切な提案内容になっているか。	30点
	設備や部材の調達先、再委託先等について、地域経済循環への配慮があるか。	10点
実施体制	スタッフの配置や協力事業者の体制等、十分な実施・運営の体制が確保されているか。	10点
熱供給事業	熱供給事業による導入か。熱供給事業による場合は、熱需要家の経済的メリットが確認できるか。	30点
合計		100点

### (3) 審査結果

審査の結果は、合否に関わらず、すべての申請者に対し電子メールにより通知する。  
なお、審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない

## 7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、申請内容及び審査の結果如何に関わらず無効又は失格とする。

- (1) 申請資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類の提出方法や提出期限を順守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載、他事業者の盗作等があった場合
- (4) 本要領に定める手続き以外の方法により、市関係者等に対し、直接又は間接に関わらず、本公募に対する援助を求めたり圧力を掛けたりした場合
- (5) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合

## 8 その他

- (1) 本公募の申請に要する経費は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は、結果に関わらず返却しないものとする。
- (3) 申請書類の受付期間終了後の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (4) 採択された事業実施計画書の著作権は、市に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類は、本公募実施期間中を除き、喜多方市情報公開条例の規定により第三者に公開される場合がある。

## 9 関係書類提出先及び問い合わせ先

喜多方市 市民部 市民生活課 環境政策推進室

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2 (喜多方市役所本庁舎 1階)

電話 : 0241-24-5208

E-mail : [shisei@city.kitakata.fukushima.jp](mailto:shisei@city.kitakata.fukushima.jp)